

国土交通省所管公共事業における景観検討の基本方針（案）の改定について

1. 基本方針（案）について

「国土交通省所管公共事業における景観検討の基本方針（案）」は、「美しい国づくり政策大綱（平成 15 年 7 月）」に謳われた景観アセスメントシステムとして、平成 19 年 4 月より運用を開始したもので、国土交通省所管の公共事業において、適切な景観評価を含む景観検討を実施するため、当該事業の影響が及ぶ地域住民その他関係者や学識経験者等の意見を聴取しつつ事業を実施するための手順と体制を定めたものである。

今般、関係法令の施行等に伴い下記の通り改定するものとする。

2. 改定の内容

1) 重点検討事業の対象区域について

「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成 20 年 法律第 40 号）」の施行に伴い、重点検討事業に該当する優れた景観を有する地区等として、同法に基づく認定歴史的風致維持向上計画の「重点区域」*を追加。 【第 4 章 4-1(3)】

重点区域とは…

次のいずれかに該当する土地の区域及びその周辺の土地の区域で、歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することが特に必要な土地の区域。

- ・重点文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物として指定された建造物の用に供される土地
- ・重要伝統的建造物群保存地区内の土地

2) 事後評価に対する事前の方針検討について

事業完了後の事後評価の実施にあたっては、計画段階の検討内容や検討経緯等が適切に伝達できるよう、事業着手前の資料が必要であることから、「景観整備方針（重点検討事業）」の取りまとめの際に、その旨を追記。

【第 5 章(1)d】

3) 既存制度との整合について

既存制度との整合として、「国土交通省所管の公共事業の構想段階における住民参加手続きガイドライン(H15.6)」の取扱いを定めていたが、同ガイドラインが廃止され、新たに「公共事業の構想段階における計画策定プロセスガイドライン(H20.4)」が策定されたことに伴う改定。

【第 8 章(1)】